

**<アジア太平洋障害者の十年 2003-2012>
APDF(アジア太平洋障害フォーラム)
シンガポール会議およびアジアでの支援活動
報告セミナー**

2004年1月19日(月)

戸山サンライズ2階 大研修室 A

主催:(財)日本障害者リハビリテーション協会

後援:独立行政法人福祉医療機構

**協力:日本身体障害者団体連合会、日本障害者協議会(JD)、
DPI日本会議、全日本ろうあ連盟、日本盲人会連合、
全日本手をつなぐ育成会、全国社会福祉協議会**

目次

プログラム	2
発表要旨	3
報告者紹介	12
シンガポール会議報告	14
シンガポール宣言	16
APDF 規約	18

■開催趣旨

新しい「十年」を推進するこの地域の新たな民間のネットワークである、APDF（アジア太平洋障害フォーラム）の設立とシンガポールで行われた第1回会議の報告、並びに、アジア太平洋地域における、様々な障害分野に関する国際活動を紹介します。この地域の障害のある人を取り巻く課題をご理解いただく機会となれば幸いです。

■プログラム（敬称略）

13:30 開会の挨拶（日本障害者リハビリテーション協会）

13:35 APDFシンガポール会議報告

児玉 明 シンガポール会議日本派遣団代表（JDF 準備会
代表）日本身体障害者団体連合会会長

太田修平 日本障害者協議会 理事・政策委員長

後藤 強 きょうされん 常任理事 教育・研修委員長

14:40 15分休憩

14:55 日本のNGOの国際交流・国際協力活動を紹介

モルディブでの点字図書支援

日本点字図書館理事長

田中徹二

アフガニスタンの障害者支援

アジア障害者支援プロジェクト外務局長

小倉國夫

アジアにおける知的障害者支援としてのCBR

日本知的障害福祉連盟 事務局長

沼田千好子

ウズベキスタンでのろう者への協力

世界ろう連盟アジア太平洋地域事務局長

小椋武夫

16:15 質疑・ディスカッション

16:55 まとめ

17:00 終了

APDFシンガポール会議の報告

日本身体障害者団体連合会 会長
児玉 明

昨年の2003年11月26日から28日までの3日間、シンガポールのYWCAカニングフォートロッジというところでアジア・太平洋障害者フォーラム（APDF）第1回シンガポール会議が、開催されました。

この会議の参加者は、16カ国から約320名が集まり、また日本からは38名ほどが参加いたしました。

初日26日の午前中に、APDFの設立総会が開かれました。

初代会長に、シンガポール会議組織委員長でありますジュディ ウィー氏、副会長には、DP1の中西正司氏、ニュージーランド国際育成会連盟のJB ムンロ氏、事務局長には、R1の松井亮輔氏が選出され、その他財務担当、各作業委員会委員長などのポストが決まりました。

この日の午後、開会式セレモニーが行われ、現地地域開発スポーツ大臣の挨拶と併せて、衆議院議員であります八代英太氏のビデオレターが会場に流れると、歓声が沸きあがりました。翌27日には、ワークショップセッションと題しまして、「情報コミュニケーションおよび支援技術へのアクセス」ですとか、「建物へのアクセス」「雇用拡大のための教育および職業訓練」「雇用機会」「障害を持つ女性」など、分科会に分かれてそれぞれの問題について勉強し、また活発な意見交換が行われました。

続く28日最終日は、授産施設や雇用センター、あるいはバリアフリー化された住宅や交通機関などの見学会が行われました。

この日並行して役員会も開催され、各作業委員会の活動、資金集めの手立て、会計作業、ロゴマークなどについて協議されました。

さて、このAPDFの設立に至るまでの経緯についてですが、1993年から2002年まで、アジア太平洋地域で盛大に行われました「アジア太平洋障害者の十年」では、まさに「障害のある人々の完全参加と平等」を実現するため、各国・地域で最大限の努力が払われてまいりました。

概して言えば、この「アジア太平洋障害者の十年」の間に実現した成果は、実り多いものがありました。また、相互ネットワークも大きく広がりました。

しかし、戦争や紛争、貧困の拡大、デジタルデバイドなど新たな困難も次々と生まれ、2002年までに十分な解決が出来なかった課題も多く残されました。

昨年、日本の滋賀県大津市で開かれました「アジア太平洋障害者の十年」最終年ハイレベル政府間会合において、採択された「びわこミレニアム・フレームワーク（BMF）」に掲げられた目標の達成、アジア・太平洋地域における関連する活動の推進と、国連・障害者権利条約の採択に向けた働きかけといった目的のため、障害関係団体の全国（地域）的ネットワーク組織として、今回このAPDFが発足に至り、2003年から2012年の10年間、第2次アジア太平洋障害者の十年の目標の実現に向けた歩みを始めました。

このAPDFが、BMFの目標達成と障害者の権利条約の制定に向け、実り多い議論が今後行われていくことにより、より良い成果を得ることができると、確信しております。

APDFシンガポール会議 ワークショップ報告

日本障害者協議会 理事・政策委員長
太田 修平

APDFシンガポール会議は、昨年（2003年）11月26日から28日までの3日間行われた。

第1日目に設立総会が行われ、2日目にワークショップが行われた。

私が出席したワークショップは、セッションCの「自助グループ及び自立生活運動」と、セッションDの「公共交通へのアクセス、アクセスブルな旅行と観光」だった。

まず、「自助グループ及び自立生活運動」はモデレーターにロン・チャンドレン氏、スピーカーには中西氏（日本）、トポン氏（タイ）、チョウ氏（韓国）、フランク氏（オーストラリア）があたった。

中西氏がアメリカから誕生した自立生活運動を紹介、日本での飛躍的な発展の経過と、ピアカウンセリングなど、専門家主導ではない自立生活モデルの意義などを強調した。

トポン氏は、タイのセルフヘルプ運動を紹介、草の根運動の重要性とその展開について話した。

チョウ氏からは、韓国における障害者施策の流れが話され、自立生活の重要性と、その基盤の確立に向けた課題などが述べられた。

フランク氏もオーストラリアにおける自立生活の状況について報告し、当事者主体の自立生活の重要性を強調した。

質疑では、ピアカウンセリングやILプログラムについて集中し、参加者の関心の高さをうかがわせた。一方、リハビリテーションプログラムの重要性もあるのではないか、との意見も出され、先進国の障害者がおかれている状況と、第三世界のその状況の違いについても感じさせられる場面もあった。

ともかく、アメリカで生まれた自立生活運動は、今や障害者が求める世界共通の理念となりつつある。

次に「公共交通へのアクセス、アクセスブルな旅行と観光」について報告したい。

モデレーターはハリソン氏とウィー氏、スピーカーはタリブ氏、（シンガポール）、ファット氏（シンガポール）、リン氏（台湾）、クワン氏（香港）であった。

タリブ氏は交通省の官僚で、シンガポールでも地下鉄のアクセスブルな設計と建設の過程について発表した。

ファット氏はシンガポールの公共建築物のアクセスについて発表し、エレベーターの設置義務など、法律的な改善がなされていると述べた。

リン氏は、自分が経営するエデン福祉財団で、障害者が楽しめる音楽庭園やキャンプ場などをそなえる「障害者の里」を建設中であることを報告した。

クワン氏は、様々な都市のアクセスブルな駅や建築物を紹介し、障害者の旅行に便利なのは、本やインターネットにある「アクセスガイド」で、それを使えばその土地のどこに車いす用トイレがあるか、その建物のどこにエレベーターがあるかなどがわかるので有用であることを報告した。

3日目、施設見学で、地下鉄とモノレールに乗車し、高齢者住宅に行くことができた。特に地下鉄とモノレールに乗車できたことは大きな思い出となった。会議の合間にシンガポールの街を歩いたが、とてもきれいで自然と都市が調和している感じであった。東南アジアの国の中では道路も整備されていて、電動車いすでも動きやすかった。ただ大きな店やデパートの入り口にも段差があるところも少なくなく、もう少し整備の必要性を感じた。

APDF シンガポール会議報告
ワークショップ・セッションE「雇用の機会」

きょうされん 後藤 強

●発表者

- ・国際労働機構 (ILO) 事務局 デボラ・ペリー氏
- ・韓国の大学教授 ダイヨ・リー氏
- ・日本 きょうされん 立岡暁 理事長
- ・シンガポール (有)Bizlink 雇用・就労斡旋部部長 リアン氏
知的障害者愛護の会 アーロン・ナグ氏

●シンガポールにおける障害者雇用の事情

- * 有限会社 Bizlink Center Singapore (1988 年設立)
 - ・障害者の雇用・就労斡旋のための機関。
 - ・目的は、一般就労や保護雇用を通して、障害を持った人の自立や尊厳を確立し、社会のメインストリームに統合することを手助けすること。
- * 設立から 10 年間・好景気の時期
 - ・障害者を労働市場に送り込むには良い環境があった
企業への課税策→「人头税」 外国人労働者流入の防止策
障害者雇用企業には「人头税」免除の政策的措置
- * 97 年～98 年におきた経済不況により状況は一変
 - ・失業率 5.9% ブルーカラーだけでなく知識集約型といわれる専門職層の失業者も急増
求職者 100 人に対し 20 数人の求職しかない状況
 - ・経費削減の第一の波は、競争力や能力がより少ない障害者に影響を与えた
- * 障害者の雇用状況
 - ・主要企業 175 社の全労働者 12 万 4,000 人中 障害者はわずか 386 人(雇用率 0.31%)
うち 知的障害の割合 12% (身体 41% 聴覚 32% 視覚 7%)
 - ・製造部門が減ってサービス部門 (ホテル・レストラン等) が増えている
- * 今後の課題と可能性
 - ・新しい産業構造の変化に対応するために、政府による労働者への生涯教育の奨励
 - ・こうした変化のなか、障害者が新しい雇用の形態に合わせるができるよう、しっかりとしたアプローチを取ることが必要
- 不安定な時代における障害者の雇用
 - * 経済不況が障害者雇用に与える影響

アジア盲人図書館協力事業

日本点字図書館
田中徹二

《これまでの経緯》

- 1993年：視覚障害者事情調査（タイ、マレーシア、インドネシア、バングラデシュ）
→マレーシア盲人協議会（NCBM）をカウンタパートに選ぶ。
- 1994年：マレーシア国立図書館（マレーシア、インドネシアから19人）
- 1995年：マレーシア国立図書館（マレーシア、インドネシア、バングラデシュから10人）
- 1996年：マレーシア国立図書館（マレーシア、インドネシア、バングラデシュ、タイ、ベトナムから16人）
- 1997年：サバ州立図書館（マレーシア、タイ、ベトナム、ブルネイ、フィリピンから14人）
- 1998年：サバ州立図書館（マレーシア、フィリピン、ベトナム、ミャンマーから13人）
- 1999年：ペナン州立図書館（マレーシア、インドネシア、フィリピンから10人）
- 2000年：サラワク州立図書館（マレーシア、カンボジア、ラオス、シンガポールから8人）
- 2001年：マレーシア盲人協会（マレーシア、ブルネイ、パプアニューギニアから9人）
- 2002年：マレーシア盲人協会（マレーシアから5人）
- 2003年：モルディブ共和国ケア・ソサエティ（6人）

《提供機材》

コンピュータ（NECマレーシア製）、ダックスベリー点訳ソフト（アメリカ製）、
触図製作ソフト（オーストラリア製）、点字プリンタ Basic D（スウェーデン製）

《技術指導内容》

点字（触図）入力 → 点字プリンタ出力 → 校正 → 修正

《成果》

1998年：マレーシア点字出版所創立

《協力事業の新規展開》

2003年から第三国研修に切り替え。技術指導者は、マレーシア盲人協議会ユン・ロン・ロン氏並びにマレーシア点字出版所長クリスティナ・アン・ロー氏。

2003年：モルディブ共和国ケア・ソサエティ（マーレ市）

面積：約300平方キロ（約2000の島）

人口：約28万人（首都マーレは8万人）

障害者数：約9000人（視覚障害者数不明）

視覚障害児：8人（イスラム学

校）

言語：デビヒ語（文字はターナ、点字はない）

アフガニスタンの障害者支援

アジア障害者支援プロジェクト 外務局長
小倉國夫

アジアにおける知的障害者支援 —CBR 促進をめざして—

(社) 日本知的障害福祉連盟
沼田千好子

背景

日本知的障害福祉連盟は(以下福祉連盟)、1979年から毎年1回開発途上国の知的障害専門家の集団研修コース(1980年からJICA委託事業)を行っており、研修修了者は2003年現在で46カ国210名に上ります。

この間に開発途上国の知的障害関係技術・知識は飛躍的に向上し、今では多くの国々で先進国と変わらない高度なサービスが見られます。しかし、技術の向上に比べてその受益者数は伸びず、25年前も現在もサービスの受益者は知的障害者全体の1%前後であると報告されています。サービスが都市に集中し、農村部の人々が受益できないからです。

一方、サービスの都市への偏在は全ての障害分野で見られ、そのため、WHOを始めとした国連機関は1970年代後半にCBR(地域に根ざしたリハビリテーション)を開発しました。開発から四半世紀が経過した現在、CBRは開発途上国の障害者支援に不可欠のシステムとして認識され、全世界で数百の事業が進行しています。

しかし、CBRによる知的障害への対応は他障害に比べて円滑ではなく、このことが上述の知的障害を持つ人の受益が伸びない原因であろうと思われます。福祉連盟は、開発途上国の知的障害者の生活向上のためにはCBRにおける知的障害への対応を促進することが重要であると考え、CBRコーディネーター研修コースを実施しました。

CBR コーディネーター研修コース

概要

実施期間：2000～2002年 年1回 各3週間

実施国：①2000年、2001年—タイ、②2002年—カンボジア

主催：日本知的障害福祉連盟

協力団体・機関：①タイ国公共福祉省、国立ラジャヌークン病院、ハンディキャップ・インターナショナル、②カリタス小児保健病院

研修生：アジア諸国のCBR実施団体マネージャー、知的障害関係、行政関係者等 計13カ国43名

プログラム(別紙参照)：①地域開発事業、障害者支援事業の事例研究、②CBRワークショップ、③知的障害および自閉症を持つ人々が必要とする支援

研修の成果と課題

成果：①知的障害者に対応したCBRの成果と問題点を明確にすることができた。②知的障害者が農村地域で暮らすために必要とする支援について現実的な討論ができた。③首都で活動する知的障害専門家が農村の実態を知り、また、一般住民の理解の重要性を確認した。

課題：研修の成果を現場で適用するためには、研修終了後のサポートが必要である。

カリキュラム：

月日	時間	内容	開催地
12/2	8:00-12:00	開講式、オリエンテーション、プロジェクト・レポート	プノンペン
	14:00-18:00	プロジェクト・レポート	プノンペン
12/3	8:00-12:00	プロジェクト・レポート	プノンペン
	14:00-18:00	プロジェクト・レポート	プノンペン
12/4	8:00-12:00	フィールド・ビジット カンボジアのCBR評価	プノンペン
	14:00-18:00	フィールド・ビジット カンボジアのCBR評価	プノンペン

12/5	8:00-12:00	フィールド・ビジット カンボジアの CBR 評価	プノンベン
	14:00-18:00	フィールド・ビジット カンボジアの CBR 評価	プノンベン
12/6	8:00-12:00	見学したフィールドに関する意見発表	プノンベン
	14:00-18:00	見学したフィールドに関する意見発表、討論	プノンベン
12/7	8:00-12:00	知的障害と自閉症プログラムの導入に関する討論	プノンベン
	14:00-18:00	シアヌークビルへ移動	シアヌークビル
12/9	8:00-12:00	事例研究－バングラデシュにおける地域開発事業に障害問題を導入する試み	シアヌークビル
	14:00-18:00	事例研究－タイの地方分権制度による地域住民参加型政治および障害者サービスの試み	シアヌークビル
12/10	8:00-12:00	CBR ワークショップ 農村の障害者	シアヌークビル
	14:00-18:00	CBR ワークショップ 地域住民との連携	シアヌークビル
12/11	8:00-12:00	CBR ワークショップ 外部者の役割	シアヌークビル
	14:00-18:00	CBR ワークショップ 他機関との連携	シアヌークビル
12/12	8:00-12:00	知的障害の特性	シアヌークビル
	14:00-18:00	知的障害のニーズ	シアヌークビル
12/13	8:00-12:00	地域における生活	シアヌークビル
	14:00-18:00	求められるサポートとは	シアヌークビル
12/14	8:00-12:00	1 週間のまとめ	シアヌークビル
	13:30-17:00	プノンベンへ移動	
12/16	8:00-12:00	アクション・プランを作成する	プノンベン
	14:00-18:00	アクション・プランを作成する	プノンベン
12/17	8:00-12:00	自閉症の特性	プノンベン
	14:00-18:00	自閉症の診断	プノンベン
12/18	8:00-12:00	自閉症療育の方法	プノンベン
	14:00-18:00	地域生活における自閉症の考え方	プノンベン
12/19	8:00-12:00	貧困・農村地域における対応	プノンベン
	14:00-18:00	地域生活における療育、薬	プノンベン
12/20	8:00-12:00	アクション・プランの発表、評価	プノンベン
	13:30-17:00	評価、閉講式	プノンベン

JICAウズベキスタン派遣報告（レジュメ）

世界ろう連盟アジア太平洋地域事務局長
小椋武夫

1. ウズベキスタンについて

2. 派遣目的

- ・ろう者の社会参加の促進
- ・手話通訳による各種サービスの向上
- ・ろう者の教育水準の向上
- ・雇用機会の増大

3. ウズベキスタンろう協会について

- ・聴覚障害者数は20600人（12州）
- ・1州あたり3～4人役員の協会組織
- ・州の協会代表は健聴者が多い。ろう者代表の場合、副代表は必ず健聴者。
- ・有資格手話通訳は3人
- ・協会の役員や職員はほとんどが健聴者。評議員会、理事会みたいな組織がない。
- ・ろう協会が運営している事業体—企業、運動施設、文化施設、住宅施設等多数あり。施設の維持管理、運営資金は、公的機関補助金が少ないし、ろう者自身が主体的に取り組んで資金作りの活動が少ない。

4. 現地調査と課題

*全体的に見て

ろう者の「完全参加と参加」実現の核となるのは、ろう協会活動強化と手話通訳制度（養成と派遣）の確立が必要。

*ろう学校について

ろう教育の口話教育或いは聴覚口話教育と闘うろう学校生徒のイメージがある。ろう教育を構築していくためには、手話などを含めたろう者のための教材作成と研究を進める、人と関わる力を育てる、ろう者らしさの学びを大切にするという考えが必要。

*手話通訳養成について

手話通訳での正確な会話の可能なレベルに届かない試験合格者が多くいる。低いレベルの手話通訳者でも、命に関わる病院とか裁判所で通訳活動ができるとのことで非常に問題がある。

ろう者からのニーズを正しく伝える、ろう者に正しく情報を伝えるためには、すぐれた高度的技術、ろう者とのスムーズな会話、行政に関わる知識、倫理の豊かな知識を持つ多くの学習が必要です。

*ろう者訓練センターについて

訓練・就業センターのほとんどが、外部から注文が減っているし、販売も成功せず、経営は悪化するばかりです。ウズベキスタン政府の法律によると、障害者の働く権利、働き続ける権利を制度的に保障していくためには、法定雇用率3%を設けているが、実際には、まだ低い傾向にある。

*ろう者との懇談会について

ろう者の多くから、テレビに字幕、手話通訳をつけての情報保障を求めている。他にも、ろう学校に関する情報がない、障害者に関わる施策の情報がない、文を読めないろう者が多い、情報交換の場がない、ろう者のための手話講座がないなど多くあったが、ろう協会からの対応に課題があると思う。

*ろう協会について

自立的、組織的、活動的な組織は少し確立されているが、地域の各協会と連携する組織的を強化することが大きな課題と思う。又、自治体、国の関係機関とのつながりはまだ弱い面があるが、これからは定期的に話し合う場を設けて協会の課題を伝える勇気が要る。

*国の社会保障省（労働省）との話し合いについて

内容は、ろう訓練センターの状況、ESCAP 会議の「障害者の人権と福祉の取り組み」、ろう教育、政府の「情報とコミュニケーション」施策の4点でした。

テレビに字幕、手話通訳を付けての情報保障を求めたが、ろう協会からの要望がないので、計画なし。

ESCAP 会議が決議した障害者の人権と福祉への取り組みはどうか、障害者団体に相談していない現状。

5. 今後の対応

・日本の神戸ろう学校と情報交換、手話教育のろう学校紹介などで、ろう生徒にふさわしい教育を作ってもらいたいと情報交換を計画する。

・手話通訳養成については、きちんとした指導（学習）カリキュラムに合わせたテキストの作成が必要です。これからはどのカリキュラムでどの様にテキストを作成するか、本格的に取り組んでいくが、その前にろう者講師の養成が先決です。又は、日本からテキスト使用、講習会作りなど指導のため、長期に派遣するかについても検討したい。

・訓練、就業センターについては、障害者雇用を促進していくための施策を積極的に展開していく必要がある。木工、裁縫のみでなく、他の業種の仕事ができるように、日本の職業の情報を参考しながら、労働省に積極的に相談したほうがいい。または日本の職業のビデオを送って他の業種の仕事ができるという教育、訓練の専門学校など全体的システムを見直すなど関係者を集めて討議すべきと思う。

・日本の字幕放送、手話通訳付きのビデオを参考して検討してもらおうことになったが、文を読めないろう者が多い、ろう者のための手話講座がないと難しくなる。

・今の理事体制はよくわからないが、例えば福祉機器の問題があれば、福祉対策部が対応する、手話通訳に問題があれば、手話通訳対策部が対応する、青年の職場にコミュニケーション問題があれば、青年部、労働対策部が対応するような担当が必要と思う。会長がすべての問題を握るなら、集中的解決につながらない。各担当を置くと、人材育成にもつながる。各担当から理事会に報告して一つ一つの問題を検討できるので、きちんと対応できるメリットがある。また、一般の会員に対しても、きちんと情報を与える社会講座、研修会開催など社会参加につながる事業を進めなければならないと思う。そして、日本の活動を知ってもらうための JICA 主催ろう者リーダー研修、ダスキン主催障害者研修に参加できるようお願いしたい。

*ウズベキスタンは ESCAP 対象国のため、アジア太平洋地域代表者会議に参加できる資格を与えて参加してもらおうか、世界ろう連盟と相談して決めたい。

《報告者紹介》

兒玉 明（こだまあきら）

シンガポール会議日本派遣団代表、社会福祉法人日本身体障害者団体連合会会長、
社団法人東京都身体障害者団体連合会会長

大正15年3月2日生まれ。

現在、昭和16年9月日本国有鉄道入社、昭和19年1月業務上負傷（左大腿部切断）
の障害者となる。昭和23年3月日本国有鉄道退社。三興商会を設立する。昭和42年
6月株式会社三興商会とし、現在に至る。昭和42年2月世田谷区身体障害者福祉協会
の副会長に就任。昭和48年東京都身体障害者相談員を委任。昭和63年会長を歴任す
る。平成5年6月社団法人東京都身体障害者団体連合会の会長就任と同時に社会福祉法
人日本身体障害者団体連合会の副会長に就任、平成13年6月会長に就任、現在に至る。
主な表彰は、昭和60年東京都知事賞、平成6年厚生大臣彰、平成14年内閣総理大臣
彰を受ける。

太田修平（おおたしゅうへい）

日本障害者協議会 理事・政策委員長

障害者の生活保障を要求する連絡会議 代表

1957年東京生まれ。

後藤 強（ごとうつよし）

きょうされん 常任理事、教育・研修委員長

1959年、大分県に生まれる。1983年に日本福祉大学卒業後、名古屋市に本部のある「社
会福祉法人ゆたか福祉会」に入職。現在、同法人の知的障害者通所授産施設「ふれあい共
同作業所」施設長。

「きょうされん」では2001年から、常任理事・教育研修委員長を務める。きょうされん
加盟の事業体が増えるなか、新しい時代を担う人材を育成することを目標に、主に職員教
育・研修推進の役割を担って活動している。

田中徹二（たなかてつじ）

日本点字図書館理事長

1985年及び86年にわたり、社会福祉法人東京ヘレン・ケラー協会点字出版局の委嘱
を受け、ネパール盲人協会の協力を得て、ネパールの視覚障害者協力事業の可能性を調査
及び視覚障害児実態調査を実施した。

1991年4月に日本点字図書館館長に就任後、1993年からアジア盲人図書館協力事業
を立ちあげた。

社会福祉法人国際視覚障害者援護協会理事、
障害者分野NGO連絡会（JANNET）副会長

小倉國夫（おぐらくにお）
アジア障害者支援プロジェクト事務局長

車いすの便利屋。愛知県ハンディキャップ連絡会。名古屋在住。

昭和 39 年に大阪港にて漁師の仕事で事故に遭い、車いす生活となる。昭和 60 年から車いすマラソンを始める。レーシングクラブ（日本身体障害者スポーツ協会中部支部）の支部長。車いすマラソン監督。車いすマラソンランナーを育てた功績により三笠宮寛仁親王殿下よりありのまま自立大賞功績賞を受賞。

沼田千好子（ぬまたちよこ）
社団法人日本知的障害福祉連盟 事務局長

1988 年に国際協力事業担当として入職、1993 年から現職
1988 年から現在まで JICA 集団研修「知的障害福祉にコース」にプログラム・コーディネーターとして関わる。その他にフィリピン知的障害者就労支援事業、CBR コーディネーター研修事業、ホンデユラス自閉症児療育支援事業等のプロジェクト・マネージャーを勤め、NHK 厚生文化事業団主催の「アジア地域の知的障害者交流」事業にはコーディネーター等として関わった。また、2003 年 2 月から 5 月まで JICA 専門家としてエジプトで活動した。

小椋武夫（おぐらたけお）
全日本ろうあ連盟 理事
世界ろう連盟アジア太平洋地域事務局長

アジア太平洋障害フォーラム（APDF）設立会議 2003 報告

1. APDF 設立総会（26 日午前）

1) 日身連・兒玉会長が「日身連会長、JDF 準備会代表」として、ステートメントを発表した。

2) 規約案について、参加者全員の参画により協議し、採択した。
仮訳は別添 1 に示すが、主な事項は、下記のとおり。

a) 総会は、隔年で開催する。

b) 名誉会員、顧問を必要に応じて設置できることとする。

c) 事務局の設置場所は、総会にて定めることとし、事務局長を含む役員会が執行の権限をもつ。

（次回総会までは、日本障害者リハビリテーション協会に置くことが別途確認された。）

3) 役員選挙が行なわれ、下記のとおり決定した。（敬称略）

・ 会長 Judy Wee（シンガポール／シンガポール会議組織委員長）

・ 副会長 中西正司（日本／DPI アジア太平洋地域）

JB Munro（ニュージーランド／国際育成会連盟アジア太平洋地域）

・ 事務局長 松井亮輔（日本／RI アジア太平洋地域）

・ 財務担当役員 Frank Hall-Bentick（オーストラリア／Disability Ltd.）

・ 作業委員会委員長

権利条約 Montian Buntan（タイ／WBU アジア太平洋地域）

研究開発 Topong Kulhandhit（タイ／DPI アジア太平洋地域）

Hyung Shik Kim（韓国／韓国リハビリテーション協会）

—— 2 名による共同委員長

情報 Joseph Kwok（香港／身体・知的障害者協議会）

募金・スポンサーシップ Godfrey G.S.Ooi（マレーシア／マレーシア盲人協会）

女性 Supattraporn Tanatikom（タイ／DPI）

*なお、次回総会（会議）委員会委員長は、次期開催地の決定待ち。

4) 会費は、年 50 米ドルと決定した。

5) シンガポール宣言起草委員は、次のとおり決定した。（順不同・敬称略）

Puay Tiak Lim（シンガポール社会福祉協議会一起草委員長）、Judy Wee（APDF 会長）、他シンガポール委員 5 名（氏名は未確認）、中西正司、Graham McKinstry（ニュージーランド／国際育成会連盟アジア太平洋地域）、長田こずえ（ESCAP）、松井亮輔

2. 開会式、歓迎レセプション（26日午後～夕）

1) 開会式では、地域開発スポーツ大臣 Yaacob Ibrahim 氏の挨拶と併せて、八代英太氏のビデオ挨拶が放映された。

2) 歓迎レセプションでは、国家開発大臣 Vivian Balakrishnan 氏が来賓参加した。

3. 26日～28日までは、全体会、分科会、施設見学などが活発に行なわれた。

4. 役員会（28日午前）

1) 会計処理、今後の役員会の持ち方、次期開催地の検討（未定）、各作業委員会の活動、資金集めの手法、ロゴマークなどについての協議が行なわれた。

2) 次回役員会は、6月の ESCAP 障害問題作業部会（TWGDC）（15、16日）と併せて、14日に、タイのバンコクで開催されることとなった。

5. 28日の閉会式では、シンガポール宣言が採択された。（仮訳別添2）

6. 参加者総数は、16の国と地域から、320名であった。（数字は一部確認中）

うち、シンガポールから125名
日本から38名

ほか、顕著な参加のあった国と地域は、
ベトナム53名
ホンコン36人
韓国33人

うち、車いす利用者 40名
その他の肢体不自由者 18名
視覚障害者 5名
聴覚障害者 10名
精神障害者 2名

アジア太平洋障害フォーラム（APDF）設立会議 2003 決議

シンガポール宣言

序文

1. 2003年11月26日から28日までシンガポールにて開催された、アジア太平洋障害フォーラム（APDF）設立会議2003の参加者一同は、以下のことを宣言する。
 - a) われわれは、新たな地域レベルの民間団体（NGO）のネットワーク組織である「アジア太平洋障害フォーラム（APDF）」を設立し、第2次アジア太平洋障害者の十年（2003～2012）の目標の実現に向けた歩みをはじめめる。
 - b) この地域における障害をもつ人のエンパワメントに向けた取り組みの中で、これまで達成したことや課題を考慮に入れ、また「アジア太平洋障害者のための、インクルーシブで、バリアフリーな、かつ権利に基づく社会に向けた行動のためのびわこミレニアム・フレームワーク（BMF）」に掲げられた目標に焦点を当てつつ、以下のことを決議する。

決議

2. 障害をもつ人のエンパワメントに向けて、次の新しいアプローチを採る。
 - a) 当事者団体（self-help organization）（の活動）を推進する。
 - b) 慈善に基づいたアプローチから権利に基づいたアプローチへのパラダイム変換を確実にする。
 - c) 障害をもつ人の権利と福祉（well-being）を守り、推進する。
3. BMFの目標の実現を推進し、これに携わり、実行するとともに、地域レベルおよび各国レベルにおいて、BMFの7つの優先目標を達成するため、連携して取り組む。
4. 国際連合とその関連機関、各国政府、民間団体ならびにその他の域内関係機関と協働し、次のことを行う。
 - a) 「障害者の権利および尊厳の保護および促進に関する包括的かつ総合的な国際条約」の実現を推進する。
 - b) 障害をもつ人に関わる諸問題について啓発・権利擁護活動を展開する。
5. 障害をもつ人が、統合された社会環境の中で、よりよく生きることができるよう、独立・自足した、かつ自尊心がもてるネットワークづくりに向け、活動する。

6. 域内各国政府からつぎの事項について支援と協力を求める。

- a) 当事者団体が、BMF の実施および APDF の目標達成に携われるよう支援する。
このために、域内各国政府に BMF および APDF の目標を、すべての障害をもつ人が利用できる形で提供するように要請する。
- b) 各国政府ならびに障害当事者団体および支援団体間のパートナーシップを通じた協議関係を樹立する。
- c) 乳児・児童の早期介入プログラムおよび、インクルーシブな教育と雇用の実現をめざす支援技術を適切に用いることにより、障害をもつ人のためのグラウンドを整備する。
- d) アクセシビリティ、教育および雇用といった基本的な問題について、適切な対応がなされることを確保することにより、障害をもつ人を地域に統合する。
- e) 21 世紀には、各国政府および民間団体とも、より大きなチャレンジに直面することになるので、障害をもつ人ともたない人の隔たりをなくしていく。

7. 域内のすべての障害当事者団体および支援団体が、APDF に参加し、すべての人の完全参加と平等の推進に参画するよう、奨励する。

APDF 規約

1. 名称

組織の名称は APDF : ASIA PACIFIC DISABILITY FORUM とする。

2. 目的

APDF の目的は次のとおり；

2.1 アジアおよび太平洋地域において、インクルーシブでバリアフリーな、かつ障害をもつ人びとの権利に基づく社会を実現すべく行動のためのびわこミレニアム・フレームワークを促進し、参加し、かつ評価（していくことと）する。

その際、以下の7つの優先課題の目標に重点をおく（項目とする）。

障害をもつ人びとの自助組織とその家族および親の団体、障害をもつ女性たち、早期発見・早期療育と教育、訓練および自営を含めた雇用、既存の環境および公共交通機関へのアクセス、情報と通信および支援技術を含めた情報と通信へのアクセス、能力の構築および社会保障と持続可能な生計プログラムによる貧困緩和。

2.2 障害をもつ人びとの権利に関する国連条約の起草および採択の促進に従事する。

2.3 アジアおよび太平洋地域における障害をもつ人びとをエンパワーする。

2.4 障害関連の情報を会員団体に提供し、交換し、普及させる。

2.5 障害関連問題について研究・開発を促進し、奨励する。

2.6 障害をもつ人びとへの技術的およびその他の支援を促進するとともに、権利を擁護する。

2.7 UNESCAP 障害分野作業部会 (TWGDC)、国連機関、アジア太平洋障害開発センター (APCD) および域内・地域間における組織との協力的パートナーシップおよび緊密な協働関係を発展させる。

2.8 APDF の総会で決定される、アジア太平洋地域の障害をもつ人びとに関連するその他の任務を行う。

3. APDF の会員

3.1 APDF の会員は、以下の3つのカテゴリーとする。

3.1.1 域内または国内（加盟）組織を通じて、アジア（および）太平洋地域で認められ、現に活動中の国際障害団体。

3.1.2 アジア（および）太平洋地域において障害をもつ人びとの権利、エンパワーメントおよび福祉の促進に携わる国内または多国間組織。

3.1.3 アジア（および）太平洋地域において障害をもつ人びとの権利（の向上）、エンパワーメントおよびサービスの促進を目的とするその他の組織。

3.2 APDF はその設立総会で、3ヶ月以内に規定の会費を納める旧 RNN（アジア太平洋障害の十年（1993年～2002年）推進 NGO 会議: Regional NGO Network for the Promotion of the Asian and Pacific Decade of Disabled Persons)のメンバーすべて、および設立総会に出席し、承認された規約に従い、加入を希望し、会費を支払うその他のすべての組織も会員として受け入れる。

3.3 APDF の役員会は、次の総会までの間いつでも、いかなる団体も暫定メンバーとして認めることができる。ただし、次の総会において正式の承認をうけるものとする。

3.4 総会あるいは役員会は、随時、適当な目的のため、APDF の名誉会員、または顧問を任命できる。ただし、総会で再承認を受けるものとする。

4. APDF 委員会

4.1 APDF 総会において、ジェンダーと障害種別のバランスを考慮しながら、次のメンバーから構成される役員を選出する。

- a) 会長
- b) 副会長 2名
- c) 財務担当役員
- d) 事務局長
- e) 各作業委員会委員長

4.2 役員会は、APDF のすべての活動に関する管理および調整を行う。

4.3 APDF の目的を達成するために、役員会は、事務局長の国で法人化され、登録される会社または団体の理事会により通常なされるようなすべてのことを行う権限を有する。

4.4 役員会は、多数決により任務を行う。また、会長は、審議・投票に参加できる。

4.5 総会はまた、次の6つのカテゴリーの作業委員会を任命する。各委員会の任務および責任は、別途定められる。

4.5.1 国連権利条約促進委員会（権利条約委員会）

4.5.2 研究・開発委員会

4.5.3 情報委員会

4.5.4 次回総会担当(会議委員会)

4.5.5 ジェンダー委員会

4.5.6 募金・スポンサーシップ委員会

4.6 各委員会の任期は2年とする。

4.7 各作業委員会の委員長は、総会で選ばれる。

4.8 総会は、作業委員会の数を増減すべきかどうか決定する。

4.9 作業委員会は委員長を通じて役員会に対して責任を持つ。

5. 財源

APDF の活動（資金）は、以下により賄われる。

5.1 総会によって設定された年会費および各会員団体からの寄付。

5.2 域内政府、国際または国内助成団体、ならびに民間セクター・ドナーからの助成金、補助金、または他の資金

5.3 その他の寄付金。

5.4 APDF が実施するプロジェクトおよび活動からの収入

5.5 APDF の目的および活動への金銭以外の寄付。

5.6 役員会は、運営・管理の目的で APDF 名義の銀行口座を開設し、維持する。

5.7 総会の前に、役員会は、APDF の運営・管理機能にかかる会計報告を準備し、会計監査を受け、総会において 2 年間の会計報告を討議にかける。

6. 事務局

6.1 事務局は、総会によって決定された国に置かれる。

6.2 事務局は、第 5 条に記載された財源から、または役員会が決めるように、資金を受けるものとする。

7. 活動

7.1 総会は、各総会に合わせてひらかれる会議と一緒に、2 年ごとに行われる。

7.2 総会および会議の開催場所は、役員会によって決定される。できれば、域内の異なる場所で開催されることとする。

7.3 総会および役員会の任務は、合意もしくは投票での単純多数決によっておこなわれる。

7.4 役員会は総会の助言に従い、域内の障害をもつ人びとをエンパワーし、特に、域内でもっとも開発が遅れている国における権利とニーズ、ならびにこれらの権利を達成する手段を特定する研究・開発を奨励する。

8. 解散

8.1 いつの総会においても、APDF の解散の決定がなされた場合は、役員会は APDF の業務を終らせる権限を持つ。

APDF が 2 年間以上、規約に基づく運営を行わない場合、役員会は、自らの発議で APDF の任務の解散を決議することができる。

8.2 解散決議の採択日から 3 ヶ月通告で、すべての業務契約を終了する。

8.3 負債が支払われた後の剰余資金はすべて、離任する役員会の決定により APDF と同様の目的を持つ組織に配分されるものとする。

9. 役員会の責務

9.1 過度の個人の不注意、不正行為またはその他の行為で、事務局長の国で刑事犯としての責任が問われる場合以外は、役員会のメンバーは、役員会の行為に対して個人的な責任を負うことはない。

10. 規約改正

10.1 APDF のメンバーすべては、少なくとも総会の 6 か月前までに事務局長に文書で通知することにより、規約改正を提案することができる。また、総会は提案を検討し、決定を行う。

11. 規約承認

11.1 本規約は、2003 年 11 月 26 日にシンガポールで開催されたアジア太平洋障害フォーラムの設立総会において承認された。

以下、署名者による署名。

この冊子は社会福祉・医療事業団（高齢者・障害者福祉基金）の
助成により作成されました。

問い合わせ先：財団法人 日本障害者リハビリテーション協会
〒162-0052 東京都新宿区戸山 1-22-1（戸山サンライズ内）
電話 03-5292-7628、fax03-5292-7630
kaminuma.miyuki@dinf.ne.jp